

### 旅館業及び住宅宿泊事業の概要

	住宅宿泊事業	旅館業
根拠法	住宅宿泊事業法	旅館業法
定義	宿泊料を受けて <u>住宅に</u> 人を宿泊させる事業	宿泊料を受けて人を宿泊させる営業
所管	国土交通省（観光庁） 厚生労働省	厚生労働省
手続き	知事への <u>届出</u>	知事（保健所設置市は市長）の <u>許可</u>
構造設備基準	なし（住宅として、浴室、便所、洗面設備、台所の設置は必要）	ホテル・旅館、簡易宿所の区分毎に客室床面積等を規定
衛生関係等の基準	・居室の床面積 3.3 m <sup>2</sup> /人以上 ・定期的な清掃、換気	清掃、寝具、浴室の管理等（条例、規則で規定）
営業日数制限	<u>年間 180 日以下</u> ・区域を定めて期間を条例で制限可能 →本県は上乗せなし	<u>なし</u>
住宅専用地域での営業	<u>○実施可</u>	×不可
営業者に義務付けられた措置	<u>住宅宿泊事業者が施設にいない場合は、住宅宿泊管理業者（国土交通省への登録制）へ委託</u>	なし
	<u>近隣住民とのトラブル防止措置</u> ・宿泊者への説明義務、苦情解決義務 ・届出時にマンション管理規約、賃貸契約書の確認	なし
	非常用照明器具の設置等の安全確保は、家主居住型で民泊部分の面積が小さい場合緩和	（建築基準法にて規定）
	（消防法にて規定、誘導灯の設置等は、家主居住型で民泊部分の面積が小さい場合緩和）	（消防法にて規定）